

【道内市町村における再生可能エネルギー関連条例等制定状況】

道基準よりも基準が厳しいもの
 (届出等対象の基準が小さい 又は 数値基準・禁止区域の設定がある)

資料3-1
 2023年7月21日

振興局	市町村	景観行政団体	再エネ条例	再エネガイドライン	景観条例	届出以外が必要	住民との合意形成に関する定め	(届出等対象があるもの記載が)	数値基準	設置を避ける区域 / 禁止区域
	古平町		●	●		○	○	【再エネ条例】 太陽光・風力:出力10kW以上	【再エネ条例】 ・総面積12,000㎡を超える太陽光 ・高さ20mを超える風力	【再エネ条例】 ・小型風力(出力10kW以上50kW未満): 100m又は地上と当該小型風力の風車の最高点との長さの3倍に相当する距離のうちいずれか長い距離以上住宅等から離れた場所に設置していること ・小型以外:500m又は地寿と当該小型以外の風車の最高点との長さの4倍に相当する距離のうちいずれか長い距離以上住宅等から離れた場所に設置していること
	仁木町 余市町									
	赤井川村			●			○	家庭用等自給的発電施設を除く発電設備		北海道景観計画区域のうち、主要な眺望地からの地域の良好な景観資源については、地域を象徴する保全すべき景観であることから、その景観を阻害するような箇所への設置は避けること

【道内市町村における再生可能エネルギー関連条例等制定状況】

道基準よりも基準が厳しいもの
(届出等対象の基準が小さい 又は 数値基準・禁止区域の設定がある)

資料3 - 1
2023年7月21日

振興局	市町村	景観行政団体	再エネ条例	再エネガイドライン	景観条例	届出以外が必要	住民との合意形成に関する定め	(届出等対象があるもの記載が)	数値基準	設置を避ける区域 / 禁止区域
渡島	函館市	●			●			景観計画区域 10m、13m、20mを超えるもの (用途地域に応じていずれか) 景観形成街路沿道区域/縄文遺跡群都市景観形成地域 風力・太陽光: 全て	住宅地景観ゾーン/住商複合地景観ゾーン/縄文遺跡群都市景観形成地域 高さは13m以下 港湾地景観ゾーン 高さは20m以下	
	北斗市			●			○	売電を目的とした資源エネルギー庁の発電事業計画の認定を受けて行う発電設備		・北斗市営牧場及びその周辺の北斗市所有の土地においては、発電設備の設置はできないものとする。
	松前町			●			○	太陽光: 出力10kW以上		設置を避けるべきエリアに関係法令として「景観法」を記載
	福島町									
	知内町									
	木古内町									
	七飯町									
	鹿部町	●					○			
	森町									
	八雲町									
長万部町										
檜山	江差町			●	●		○	風力: 出力20kw未満		住宅等からの距離 原則200m以上離れていること
	上ノ国町									
	厚沢部町									
	乙部町			●			○	太陽光: 出力10kW以上の事業用		
	奥尻町 今金町									
せたな町			●			○			住宅等からの距離 原則200m以上離れていること	

【道内市町村における再生可能エネルギー関連条例等制定状況】

道基準よりも基準が厳しいもの
(届出等対象の基準が小さい 又は 数値基準・禁止区域の設定がある)

資料3 - 1

2023年7月21日

振興局	市町村	景観行政団体	再エネ条例	再エネガイドライン	景観条例	届出以外が必要	住民との合意形成に関する定め	(届出等対象があるもの記載が)	数値基準	設置を避ける区域 / 禁止区域
留萌	留萌市			●				風力:発電規模が20kW未満		住宅等からの距離 原則、住宅等から100m以上離れていること
	増毛町			●				風力:発電規模が50kW未満		住宅等からの距離 原則、住宅等から、設置しようとする小型風力発電施設の風車の最大高の7倍以内の場所には建設等をしないこと
	小平町			●				風力:発電規模が50kW未満		住宅等からの距離 原則、住宅等から、設置しようとする小型風力発電施設の風車の最大高の7倍以内の場所には建設等をしないこと
	苫前町			●		○		風力:20kW未満		対象地域 ・騒音問題、景観保全等の観点から住宅地への建設は避けること 住宅等からの距離 概ね200メートル(複数基を設置する場合は300メートル)以上
	羽幌町		●			○				設置場所の規定 住宅・海岸等からの距離を定める
	初山別村			●		○		風力:20kW未満 ※全高が13m未満で自家消費を主な目的として建設するものは対象外		建設等に当たっての基準 ・騒音問題、景観保全等の観点から住宅地への建設は避けること 住宅等からの距離 ・住宅等から200m以上離れること
	遠別町			●		○		以下は対象外 ・発電規模が100kW以下の施設で売電を主目的としないもの ・発電規模に関わらず売電を主目的としない公共的なもの		住宅からの距離 住宅から500m以上又は全高の2倍以上のいずれか大きい方
	天塩町			●		○		風力:発電規模が50kW未満		住宅等との距離 200m以内の場所には建設等をしないこと

【道内市町村における再生可能エネルギー関連条例等制定状況】

道基準よりも基準が厳しいもの
(届出等対象の基準が小さい 又は 数値基準・禁止区域の設定がある)

資料3-1
2023年7月21日

振興局	市町村	景観行政団体	再エネ条例	再エネガイドライン	景観条例	届出以外が必要	住民との合意形成に関する定め	(届出等対象があるもの記載が)	数値基準	設置禁止区域 / 設置を避ける区域
宗谷	稚内市		●	●		○	○	以下は対象外 ・発電規模が100kW以下(稚内空港制限表面化39m以下)の施設で売電を主目的としないもの		設置場所の規定 住宅等からの距離を定める 自然保護等から建設が好ましくない場所(海域は、海岸から沖合の施設が視認できる範囲とする)
	猿払村			●						
	浜頓別町			●			○	風力:発電規模が50kW未満		住宅等との距離 原則、住宅等から500m以上離れること
	中頓別町									
	枝幸町			●			○	風力:発電規模が50kW未満		住宅等との距離 原則、住宅等から設置しようとする小型風力発電施設の風車の最大高の7倍以上の場所には建設等をしないこと
	豊富町			●			○			住宅等からの距離 住宅等から500m以上離れること
	礼文町			●			○	風力:発電規模が20kW未満		住宅等との距離 原則、住宅等から200m以上離れること 自然風景の保護等から建設等が好ましくない区域: 礼文島から稚内及び利尻富士を眺望数自然風景の保護
	利尻町			●			○	風力:発電規模が20kW未満		建設困難区域等 ⑤自然保護及び景観等から建設等が好ましくない区域 ・神居海岸パーク周辺及びエゾカンゾウ群生地 ○利尻十六景と利尻山の景観により建設が好ましくない区域 ・利尻十六景設置場所 住宅等との距離 原則、住宅等から200m以上離れること
	利尻富士町			●		○	○	風力:発電規模が20kW未満		住宅等との距離 原則、住宅等から200m以上離れること 自然風景の保護等から建設等が好ましくない区域: ・ボン山・ペン岬・タ日ヶ丘等から見る自然風景の保護、エゾカンゾウ等の植生保護、礼文島及びフェリーから望む自然風景の保護 ・沼浦から南浜のオタマリ沼、南浜湿原を含めた眺望・自然風景の保護、湿原等の植生保護
	幌延町			●				風力:発電規模が20kW未満		設置場所 住宅等から300m以上離れていること ・景観対策 ⑤無秩序な設置及び配置を避けるため、設置予定区域周辺において大型を含む既設風力発電施設等及び建設計画の有無について十分調査したうえで設置位置を検討することとし、数値的根拠のもと、それらに影響がないことを幌延町及び他事業者にし、合意形成を図ったうえで、事業を進めること。 ・既設風力発電所への影響 ①特徴的景観(一直線の配置)を阻害する恐れのある配置を避けること

【道内市町村における再生可能エネルギー関連条例等制定状況】

道基準よりも基準が厳しいもの
(届出等対象の基準が小さい 又は 数値基準・禁止区域の設定がある)

資料3 - 1
2023年7月21日

振興局	市町村	景観行政団体	再エネ条例	再エネガイドライン	景観条例	届出以外が必要	住民との合意形成に関する定め	(届出等対象があるもの記載が)	数値基準	設置を避ける区域 / 禁止区域
釧路	釧路市	●		●	●			【ガイドライン】 太陽光: 出力10kW以上 【景観条例】 ・木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱、その他これらに類するもの ・高さ15mを超えるもの ・上記以外の工作物 ・高さ8mを超えるもの ※太陽光・風力の区別なし		【ガイドライン】 設置するのに適当でないエリア ・景観法/釧路市景観条例 ・景観計画重点区域 ・景観計画推進区域
	釧路町									
	厚岸町									
	浜中町		●				○	太陽光: 出力10kW以上 風力: 高さ15m以上		禁止区域 (4)保安林の区域 (5)国指定史跡名勝天然記念物所在地
	標茶町									
	弟子屈町	●	●		●		○	風力: 15mを超えるもの 太陽光: ・一般区域、景観重点区域② 高さ5mまたは築造面積1,000㎡を超えるもの ・景観重点区域① すべて届出対象	・建築物・工作物 高さは原則として13mを超えないようにすること ・太陽電池発電設備 高さは5mを超えないこと。かつ水平投影面積の和も1,000㎡を超えないようにすること。 土地の勾配は30%を超えないようにすること。 水平投影外周線を敷地境界線から5m以上交代させること	
鶴居村		●				○	太陽光: 出力10kW以上	施設基準 ・斜面地における景観(勾配がおおむね30度以下の箇所に設置) ・水面の景観(水面の面積に対しておおむね50%以下)	抑制区域 ・保安林 ・国立公園(特別地域及び普通地域) ・国指定史跡名勝天然記念物所在地	
白糠町										
根室	根室市			●			○	風力: 全て 太陽光: 出力10kW以上		
	別海町									
	中標津町	●			●					
	標津町									
	羅臼町									
		24	18	37	36	6	34			